公 立 徳 第 589 号
令和６年 10 月 28 日

各所属所長　殿

公立学校共済組合徳島支部長
（　公　印　省　略　）

マイナ保険証の利用登録解除手続きについて（通知）

日頃は、当共済組合業務に格別の御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標記につきまして、マイナ保険証の利用登録解除手続きについて、下記の通り通知しますので、組合員等に周知をお願いいたします。

記

１　マイナ保険証利用登録解除の申請受付
（１）受付の流れ
利用登録解除を希望する組合員及び被扶養者は利用登録解除申請書（別紙１）を当支部まで提出してください。
登録解除申請書提出後、当支部が受理した日から約１～２か月後に利用登録が解除されます。（最短で申請書を受理した日の翌月末日に解除されます。）
登録解除申請書の申請内容等に誤りがなければ、後日「資格確認書」を発行します。

（２）注意事項
・利用登録解除の手続きを途中で取りやめることはできません。
・利用登録解除が完了したことについての個別通知は行いません。
・利用登録を解除した後でも、再度マイナ保険証の利用登録の手続きを行うことができます。
・期限を経過する前の組合員証や、すでに交付済の資格確認書を保有している場合「資格確認書」を発行しません。
・解除申請後、他の保険者や公立学校共済組合の他支部へ移動した場合は、異動後の医療保険者又は支部に対して、「資格確認書」の申請が必要になります。

【問い合わせ先】
公立学校共済組合徳島支部
給付・年金第一担当
TEL:088-621-3176